

令和 7 年 2 月 1 3 日

第 4 7 1 回白石市議会定例会議案書

目 次

議 案

議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 号） （令和 6 年度白石市一般会計補正予算）	・ ・ ・ 2
議案第 2 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	・ ・ ・ 3
議案第 3 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例	・ ・ ・ 5
議案第 4 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	・ ・ ・ 8
議案第 5 号	白石市職員の修学部分休業に関する条例	・ ・ ・ 12
議案第 6 号	白石市副市長定数条例の一部を改正する条例	・ ・ ・ 15
議案第 7 号	白石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	・ ・ ・ 17
議案第 8 号	白石市地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例	・ ・ ・ 32
議案第 9 号	白石市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例	・ ・ ・ 34
議案第 10 号	白石市新型コロナウイルス感染症に係る患者等の人権擁護に関する条例を廃止する条例	・ ・ ・ 36
議案第 11 号	白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	・ ・ ・ 38
議案第 12 号	白石市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	・ ・ ・ 40
議案第 13 号	副市長の選任について	・ ・ ・ 42
議案第 14 号	白石市道路線の認定について	・ ・ ・ 43

議 案

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年度白石市一般会計補正予算（専決第 1 号）

（令和 7 年 1 月 20 日専決）

令和 7 年 2 月 13 日

白石市長 山 田 裕 一

議案第 2 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

南蔵王辺地に係る公共的施設の総合整備計画を次のとおり策定したいので、
、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 13 日

白石市長 山 田 裕 一

総合整備計画書

宮城県白石市 南蔵王辺地

(辺地の人口267人、面積26.87km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称：福岡八宮字不忘山、不忘山国有林、大網前、大網西、川原子、川原子上、垂清日向、玉貫、樋ノ塚、弥治郎北
福岡蔵本字種川、長峯、沼一番、沼二番、沼三番、沼四番、横向
小原字小久保平

(2) 地域の中心の位置：白石市福岡八宮字弥治郎北71-24

(3) 辺地度点数：105点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、南蔵王東部中腹に位置する酪農を中心とした開拓農家の点在する地域である。また、本辺地内にはみやぎ蔵王白石スキー場を有しており、冬季期間には地域住民をはじめとした多くのスノースポーツ愛好家に親しまれ、観光及び健康増進、冬季レクリエーションの拠点として貢献してきた。

本スキー場は、昭和44年に民間事業者が観光及び冬季スポーツ振興のため整備したものであるが、平成9年に当該事業者の倒産により本市がスキー場施設を引き受け、平成11年度から指定管理者制度を導入し、管理・運営をNPO法人不忘アザレアに委託することで地元住民の冬季期間の雇用確保や交流人口の拡大を図ってきた。

指定管理者制度導入後、安心・安全な施設運営を行うため計画的な設備更新等を行ってきたが、第2リフトは前回更新から15年、圧雪車は23年が経過し老朽化が進んでおり、利用者の安全や良好なゲレンデ環境を確保するため施設整備を行う必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

令和7年度から令和8年度まで2年間

(単位：千円)

区 分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
施設名	事業主体名		特定財源	一般財源	
観光又はレクリエーションに関する施設	白石市	236,852		236,852	236,700
合 計		236,852		236,852	236,700

議案第 3 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条
例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 3 日

白石市長 山 田 裕 一

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(白石市市税条例の一部改正)

第1条 白石市市税条例（昭和30年白石市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第35条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第62条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第89条第2項第2号及び第137条の3第2項第1号中「同条第15項」を「番号法第2条第16項」に改める。

第147条第1号及び附則第29条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(白石市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 白石市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年白石市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

第3条 白石市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項を削る。

別表第2の1の項特定個人情報の欄中「保護の実施若しくは」を「保護の実施、」に改め、「就労自立給付金の支給」の次に「又は進学・就職準備給付金の支給」を加え、同表の5の項を削る。

（白石市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正）

第４条 白石市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成２８年白石市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

（白石市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第５条 白石市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年白石市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第２９条」を削り、同項の表中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項各号列記以外の部分中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４８条において」を削る。

第２７条第２項中「この章において」を削る。

第３１条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３２条第３項中「この章において」を削る。

第３８条第１項ただし書中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３９条第３項中「この章において」を削る。

第４７条中「第４章」を「前章」に改める。

第４８条中「保有個人情報の特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第３条の規定は令和７年６月１５日から施行する。

議案第 4 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 3 日

白石市長 山 田 裕 一

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(白石市消防団員に関する条例の一部改正)

第1条 白石市消防団員に関する条例（昭和29年白石市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(白石市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 白石市職員の給与に関する条例（昭和29年白石市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第20条の2第3号及び第4号、第20条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(白石市特別職の職にあった者の礼遇に関する条例の一部改正)

第3条 白石市特別職の職にあった者の礼遇に関する条例（昭和57年白石市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(白石市水道水源保護条例の一部改正)

第4条 白石市水道水源保護条例（平成13年白石市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第18条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(白石市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第5条 白石市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年白石市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第14条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(白石市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第6条 白石市個人情報保護法施行条例（令和5年白石市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第5項から第7項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(白石市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第7条 白石市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年白石市条例第

19号)の一部を次のように改正する。

第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）

第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

(白石市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき

起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の白石市職員の給与に関する条例第20条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第 5 号

白石市職員の修学部分休業に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市職員の修学部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の2第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、職員（同条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）の修学部分休業（同条第1項に規定する「修学部分休業」をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員が修学部分休業をすることを承認することができる。

2 前項の承認は、白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年白石市条例第15号）第8条第1項に規定する正規の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

(大学等教育施設)

第3条 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）
- (2) 学校教育法第108条に規定する短期大学
- (3) 学校教育法第115条に規定する高等専門学校
- (4) 学校教育法第124条に規定する専修学校
- (5) 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらの教育施設に類するものとして市長が特に認めるもの

(修学部分休業の期間)

第4条 法第26条の2第1項の修学に必要と認められる期間として条例で定める期間は、3年を超えない範囲内の期間とする。

（修学部分休業取得中の給与の減額）

第5条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、白石市職員の給与に関する条例（昭和29年白石市条例第22号）第14条の規定にかかわらず、その勤務しない全時間について1時間につき、給料の月額並びにこれに対する地域手当、管理職手当及び特殊勤務手当（月額で支給するものに限る。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

（修学部分休業の承認の取消し）

第6条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

（1） 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。

（2） 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。

2 任命権者は、修学部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該修学部分休業の承認を取り消すことができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

白石市副市長定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市副市長定数条例の一部を改正する条例

白石市副市長定数条例（平成１８年白石市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

「１人」を「２人」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 7 号

白石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月13日

白石市長 山 田 裕 一

白石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 白石市職員の給与に関する条例（昭和29年白石市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「より職員」の次に「（次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）」を加え、「（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号俸）」を削り、同条第4項を次のように改める。

4 次の各号に掲げる職員の第2項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

（1） 55歳（規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）

（2） 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級である職員

第10条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「及び第3号から第6号」を「に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、前項第2号から第5号」に改め、「、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条の2を次のように改める。

第10条の2 削除

第10条の3第2項第3号中「100分の15」を「100分の12」に改め、同項第4号中「100分の12」を「100分の8」に改め、同項第5号中「100分の10」を「100分の4」に改め、同項第6号及

び第7号を削る。

第10条の4第1項本文中「から2年」を「から3年」に改め、「異動等後の支給割合（」の次に「前条第3項の規則で定める級地の変更により、」を加え、「改定された場合にあっては、当該改定後」を「変更された場合にあっては、当該変更後」に改め、同項ただし書中「から2年」を「から3年」に改め、同項第1号中「改定された」を「前条第3項の規則で定める級地の変更により当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた」に改め、「次号」の次に「及び第3号」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合100分の60を乗じて得た割合

第10条の4第2項中「又は給料表」を「若しくは給料表」に、「者が、」を「者から」に、「なり」を「なった者又は前項に規定する異動等に準ずるものとして規則で定めるものがあつた者が」に改める。

第13条第1項第1号中「有料の道路（以下この項から第3項まで）」を「有料の道路（以下この条）」に改め、同条第2項第1号中「以下この号及び次項」を「次項及び第4項」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第3項中「（第1号）」を「（第1号及び次項）」に改め、「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第1号を次のように改める。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）

第13条中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰下

げ、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第19条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「各号に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）を加え、同項第1号中「。」を削り、同号ただし書を削る。

第23条の3第1項中「、第10条、第10条の2、第10条の4及び第11条」を「及び第10条」に改め、同条第2項中「、第10条の2」を削る。

第26条前の見出し中「扶養手当等」を「住居手当等」に改め、同条中「扶養手当、」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		

59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			
96		300,100	349,500			
97		300,300	349,800			
98		300,600	350,200			
99		301,000	350,600			
100		301,400	351,000			
101		301,600	351,500			
102		301,900	351,900			
103		302,200	352,300			
104		302,500	352,700			
105		302,700	353,200			
106		303,000	353,600			
107		303,300	353,900			
108		303,600	354,200			
109		303,800	354,700			
110		304,200				
111		304,600				
112		304,900				
113		305,100				
114		305,300				
115		305,600				
116		306,000				
117		306,200				
118		306,400				
119		306,700				
120		307,000				
121		307,400				
122		307,600				
123		307,900				
124		308,200				

	125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

第2条 白石市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年白石市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第13条第1項中「勤務する」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第20条中「、第6条」及び「、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の一般職員の任期付職員の採用に関する法律第5条」を削り、同条に次の1項を加える。

2 第5条、第6条及び第16条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員には適用しない。

第3条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例（令和4年白石市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項中「、第10条の2、第10条の4並びに第11条」を削る。

附則第6条中「、第6条」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（号俸の切替え）

第2条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において白石市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（次条及び同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号

俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の白石市職員の給与に関する条例（以下「改正後給与条例」という。）第10条の規定の適用については、同条第2項中「（5） 重度心身障害者」とあるものは

「（5） 重度心身障害者

（6） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

第5条 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額 は改正後給与条例第10条の3第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、規則で定める。

2 前項前段の規則で定める地域手当の級地の区分及び割合は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）附則第7条第1項に規定する人事院規則で定める地域手当の級地の区分及び割合との均衡を失しないよう定めるものとする。

(切替日前に異動等のあった職員等の地域手当に関する経過措置)

第6条 切替日の前日までに第1条の規定による改正前の給与条例第10条の4第1項に規定する異動等のあった職員又は同日までに同条第2項の規定により同条第1項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員を除く。)については、改正後給与条例第10条の4第1項本文中「割合をいう」とあるのは「割合又は白石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年白石市条例第 号。以下この条において「令和7年改正条例」という。)附則第5条第1項の規則で定める割合をいう」と、「割合といい」とあるのは「割合又は令和7年改正条例附則第5条第1項の規則で定める割合をいい」と、「同条の」とあるのは「同条又は令和7年改正条例附則第5条第1項の」と、「から3年」とあるのは「から2年」と、「変更により」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第5条第1項の規則で定める級地の区分、同項の規則で定める割合若しくは同項後段の規則で定める級地の変更により」と、同項ただし書中「から3年」とあるのは「から2年」と、同項第1号中「変更」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第5条第1項の規則で定める級地の区分、同項の規則で定める割合若しくは同項後段の規則で定める級地の変更」と、同項中

「(2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

(3) 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間(前2号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合」

とあるのは「(2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合」と、同条第2項中「若しくは給料表」とあるのは「

又は給料表」と、「者から」とあるのは「者が、」と、「となった者又は前項に規定する異動等に準ずるものとして規則で定めるものがあつた者が」とあるのは「となり」として、同条の規定を適用する。

- 2 切替日から令和10年3月31日までの間に改正後給与条例第10条の4第1項に規定する異動等のあつた職員又は当該期間に同条第2項の規定により同条第1項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員については、同条第1項中「割合をいう」とあるのは「割合又は白石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年白石市条例第 号。以下この条において「令和7年改正条例」という。）附則第5条第1項の規則で定める割合をいう」と、「割合をいい」とあるのは「割合又は令和7年改正条例附則第5条第1項の規則で定める割合をいい」と、「同条の」とあるのは「同条又は令和7年改正条例附則第5条第1項の」と、「変更により、」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第5条第1項の規則で定める級地の区分、同項の規則で定める割合若しくは同項後段の規則で定める級地の変更により、」と、同項第1号中「変更」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第5条第1項の規則で定める級地の区分、同項の規則で定める割合若しくは同項後段の規則で定める級地の変更」と、同条第2項中「1級地」とあるのは「1級地又は令和7年改正条例附則第5条第1項の規則で定める級地の区分のうち支給割合の最も高い級地の区分」として、同条の規定を適用する。

（令和8年3月31日までの間における企業職員に係る扶養手当に関する経過措置）

- 第7条 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の白石市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「（5） 重度心身障害者」とあるものは

「（5） 重度心身障害者

（6） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

とする。

(委任)

第 8 条 附則第 2 条から前条までに定めるもののほか、この条例（第 2 条を除く。以下この条において同じ。）の施行に関し必要な経過措置のほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表 号俵の切替表（附則第2条関係）

旧号俵	新 号 俵					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	

53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					

109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

議案第 8 号

白石市地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例

白石市地域公共交通会議設置条例（平成30年白石市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、運賃及び料金」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 9 号

白石市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

白石市コミュニティセンター条例（平成１６年白石市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

別表鷹巣地区コミュニティセンターの部講座室３の項を削る。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 10 号

白石市新型コロナウイルス感染症に係る患者等の人権擁護に関する
条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 13 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市新型コロナウイルス感染症に係る患者等の人権擁護に関する条例を廃止する条例

白石市新型コロナウイルス感染症に係る患者等の人権擁護に関する条例（令和２年白石市条例第５２号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 1 号

白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年白石市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 12 号

白石市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 13 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

白石市病院事業の設置等に関する条例（令和４年白石市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

別表第１の１１の項を次のように改める。

１１ 予防接種料 １回	実費を基準として指定管理者が定める額	
-------------	--------------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 13 号

副市長の選任について

次の者を副市長に選任したいから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 162 条の規定により議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 大 庭 豪 樹

生年月日

令和 7 年 2 月 13 日

白石市長 山 田 裕 一

議案第 14 号

白石市道路線の認定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 13 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定に基づき、市道の路線を下記のとおり認定する。

記

路線番号	路線名	起点	終点	延長 (m)	幅員 (m)
1022	白石中央スマートインターチェンジ１号線	白石市大平中目字南田７９番地先	白石市大平中目字南田１２０番地先	140.0	16.0
1023	白石中央スマートインターチェンジ２号線	白石市斎川字深沢５２番３地先	白石市大平中目字沢向２９番地先	235.0	16.2 ～ 33.7
1024	道の駅しろいし線	白石市大平中目字中田２番１地先	白石市大平中目字西田６０番２地先	1,020.0	12.5 ～ 38.8
50064	札幌通り１号線	白石市大平中目字沢向４０番地先	白石市大平中目字沢向４１番２地先	356.0	3.0 ～ 4.5
50065	札幌通り２号線	白石市大平中目字銭坂３５番２地先	白石市大平中目字銭坂４３番１地先	90.0	3.5 ～ 4.0
70039	古屋敷中斎川西線	白石市大平中目字古屋敷１４番１地先	白石市斎川字中斎川西７番１地先	680.0	6.0 ～ 7.5